

秋田県のトラック運送事業者の働き方改革 実態に関するアンケート

(公社) 秋田県トラック協会

【ご回答にあたって】

1. トラック運送事業について、2019年10月時点の状況をお伺いします。
2. ご回答は貴社・貴事業所を代表する方、経営管理に携わる方にご回答願います。
3. 個々の回答内容は調査会社内のみで取り扱い、秘密を厳守するとともに、調査の目的以外に利用致しません。
4. ご記入済みの調査票は2020年1月31日(金)までに同封の返信用封筒でご返送下さい。
5. ご回答にあたって不明の点につきましては、恐れ入りますが下記までご連絡下さい。

【本調査の設問に関するお問い合わせ】

(株) 運輸・物流研究室 中田、田村 TEL: 03-6272-4162 (平日 10:00~17:00)

【本調査の趣旨に関するお問い合わせ】

(公社) 秋田県トラック協会 伊藤、奥田、佐藤 TEL: 018-863-5331 FAX: 018-863-7354

問 1. 会社概要について

(1) 貴事業所名、ご回答いただいている方のお名前等をご記入下さい。

貴事業所名	組織・役職名 ご芳名(ご記入いただいている方) e-mail:
事業所の種別 1. 本店である 2. 支店である	
TEL. () —	

* ご記入いただいたお名前は、内容の問い合わせ以外には使用致しません。

(2) 貴事業所が所属しているトラック協会支部 (○印は1つ)

- | | |
|-------------|------------|
| 1. 鹿角支部 | 5. 本庄・由利支部 |
| 2. 大館・北秋田支部 | 6. 大仙支部 |
| 3. 能代・山本支部 | 7. 雄平支部 |
| 4. 秋田支部 | |

(3) 貴社のトラック運送事業 (○印はいくつでも)

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| 1. 特別積合せ運送事業 | 3. 特定貨物自動車運送事業 |
| 2. 一般貨物自動車運送事業 (1. を除く) | 4. その他 (具体的に_____) |

(4) 資本金 (○印は1つ)

- | | | | |
|-----------|----------------|---------|--------|
| 1. 1千万円以下 | 2. 1千万円超~3億円以下 | 3. 3億円超 | 4. その他 |
|-----------|----------------|---------|--------|

(5) 会社全体の従業員規模 (○印は1つ)

- | | | | |
|------------|-------------|-----------|-----------|
| 1. 10人以下 | 2. 11~20人 | 3. 21~30人 | 4. 31~50人 |
| 5. 51~100人 | 6. 101~300人 | 7. 301人以上 | |

(6) 会社全体の保有車両台数 (○印は1つ)

- | | | | |
|------------|-------------|-----------|-----------|
| 1. 10両以下 | 2. 11～20両 | 3. 21～30両 | 4. 31～50両 |
| 5. 51～100両 | 6. 101～300両 | 7. 301両以上 | |

以下、特に条件を示していない場合は、秋田県内の事業所の範囲でご記入下さい。

(7) 主要荷主の業種 (表から番号を選択)

主要な業種 (1つ)		次に多い業種 (2つ)																				
<table border="0"><tr><td>1. 農産品の出荷団体</td><td>10. 製造業 電気・機械・精密</td></tr><tr><td>2. 水産品の出荷団体</td><td>11. 製造業 自動車</td></tr><tr><td>3. 建設業</td><td>12. 製造業 化学製品</td></tr><tr><td>4. 卸売業</td><td>13. 製造業 金属・金属製品</td></tr><tr><td>5. 小売業</td><td>14. 製造業 建材</td></tr><tr><td>6. 倉庫業</td><td>15. 製造業 飲料品</td></tr><tr><td>7. 特積み (宅配を含む)</td><td>16. 製造業 食料品</td></tr><tr><td>8. 元請の運送事業者</td><td>17. 製造業 日用品</td></tr><tr><td>9. 製造業 紙・パルプ</td><td>18. その他 ()</td></tr></table>					1. 農産品の出荷団体	10. 製造業 電気・機械・精密	2. 水産品の出荷団体	11. 製造業 自動車	3. 建設業	12. 製造業 化学製品	4. 卸売業	13. 製造業 金属・金属製品	5. 小売業	14. 製造業 建材	6. 倉庫業	15. 製造業 飲料品	7. 特積み (宅配を含む)	16. 製造業 食料品	8. 元請の運送事業者	17. 製造業 日用品	9. 製造業 紙・パルプ	18. その他 ()
1. 農産品の出荷団体	10. 製造業 電気・機械・精密																					
2. 水産品の出荷団体	11. 製造業 自動車																					
3. 建設業	12. 製造業 化学製品																					
4. 卸売業	13. 製造業 金属・金属製品																					
5. 小売業	14. 製造業 建材																					
6. 倉庫業	15. 製造業 飲料品																					
7. 特積み (宅配を含む)	16. 製造業 食料品																					
8. 元請の運送事業者	17. 製造業 日用品																					
9. 製造業 紙・パルプ	18. その他 ()																					

(8) トラックによる輸配送の運行パターンは、以下のどれに最も近いですか (○印は1つ)。

1. 日帰り運行が大部分を占める
- └─ 2. 長距離 (泊付き運行) と日帰り運行が半々
- └─ 3. 長距離 (泊付き運行) が大部分を占める
- ↓

(9) (8) で2.3. と回答した方に伺います。長距離運行の方面をご回答下さい (都道府県名で上位3つまで)。

--	--	--

問2. ドライバーの労働実態について伺います。

(1) ドライバー数 (2019年10月時点) をご回答下さい。

() 人

注: 秋田県内に複数の事業所がある場合は合計人数。

ドライバー数には、正社員、契約社員、パート・アルバイトを含み、派遣労働者は含みません。ドライバー職とその他の職種を兼務している場合は、従事する時間の長い方で分類して下さい。

(2) 36協定を締結していますか (○印は1つずつ)。

①ドライバー

- 書面による労使協定を締結している (36協定の限度内で労働時間を延長)
- 締結していない

②一般労働者 (注: 事務職、整備・技能職、作業職などのドライバー以外の労働者、管理職を含みます。以下同じ)

- 書面による労使協定を締結している (36協定の限度内で労働時間を延長)
- 特別条項付き36協定を締結している (36協定の限度時間を超えて労働時間を延長)
- 締結していない

(3) 2019年10月の労働時間（休憩時間は除きます）を伺います。1カ月1人あたり平均、1時間未満は四捨五入し1時間単位で記入して下さい。

2019年10月・1人あたり平均	ドライバー	一般労働者（※1）
所定労働時間	時間	時間
時間外労働時間（深夜含む）	時間	時間
法定休日労働時間（※2）	時間	時間
合計	時間	時間

（※1）一般労働者：事務職、整備・技能職、作業職などのドライバー以外の労働者、管理職を含みます。

（※2）法定休日労働時間：労働基準法上、使用者が労働者に最低限与えなければならない休日の日数は、毎週少なくとも1日か、4週間を通じて4日以上です。法定休日労働時間は、この「労働基準法上の休日」に勤務した時間を指します。

問3. ドライバーの人手不足と採用・募集の状況について伺います。

(1) ドライバーの人手不足感はどのような状況ですか（○印は1つ）。

1. 足りている 2. 今は足りているが、今後足りなくなる 3. 不足している

(2) 一般労働者の人手不足感はどのような状況ですか（○印は1つ）。

1. 足りている 2. 今は足りているが、今後足りなくなる 3. 不足している

(3) 現在、ハローワークや求職サイト等でドライバーを募集していますか（○印は1つ）。

- ☐ 1. している 2. していない
☒

(4) (3) 1. している方に伺います。

①求職者からの応募はありましたか（○印は1つ）。

1. あった 2. なかった

②最も効果のある媒体は何ですか（○印はいくつでも）。

1. ハローワーク 4. 求人合同説明会
2. 大手転職サイト、求人誌 5. ドライバー同士の情報
3. 会社ホームページ 6. 縁故

7. その他（具体的に_____）

問 4. 改正労働基準法により、時間外労働時間の上限（罰則付き）や年次有給休暇の取得義務付けなどが始まりました。

◆時間外労働時間の上限規制

ドライバー：年960時間（休日労働含まない）、適用時期：2024年4月から適用

一般労働者：年720時間（休日労働含まない）、大企業2019年4月、中小企業2020年4月から適用

◆月60時間超の時間外割増賃率の引き上げ（25%→50%）

中小企業についても2023年4月から適用

◆年次有給休暇の取得

年休付与日数が10日以上[※]の労働者を対象に、付与された年休日数のうち、5日分について必ず消化、2019年4月から適用)

(1) 現在、時間外労働時間（法定休日労働を含まない）が年960時間を超えるドライバーはいますか（○印は1つ）。

↓ 1. いる 2. いない 3. わからない

(2) 960時間を超えるドライバーが、1. いる方に伺います。ドライバーの何割程度ですか。

1. 1割未満
2. 2割～3割未満
3. 3割～4割未満
4. 4割～5割未満
5. 5割以上
6. 何割程度か不明

(3) ドライバーの時間外労働時間の上限を、適用時期までに守れそうですか（○印は1つ）。

1. 既に、規制内に収まっている（守れている）
2. 今後、自社の努力次第で守れると思う
3. 自社の努力だけでは難しいと思う（荷主の理解と協力が必要）

→ 具体的な内容 ()

4. わからない

(4) 現在、時間外労働時間（法定休日労働を含まない）が年720時間を超える一般労働者はいますか（○印は1つ）。

↓ 1. いる 2. いない 3. わからない

(5) 720時間を超えるドライバーが、1. いる方に伺います。ドライバーの何割程度ですか。

1. 1割未満
2. 2割～3割未満
3. 3割～4割未満
4. 4割～5割未満
5. 5割以上
6. 何割程度か不明

(6) 一般労働者の時間外労働時間の上限を、適用時期までに守れそうですか（○印は1つ）。

1. 既に、規制内に収まっている（守れている）
2. 今後、自社の努力次第で守れると思う
3. 自社の努力だけでは難しいと思う（荷主の理解と協力が必要）

→ 具体的な内容 ()

4. わからない

(7) 60時間超の時間外割増賃金率について、2023年から中小企業でも50%に引き上げられます。

①貴事業所の現在の割増率は何%ですか(○印は1つ)。

1. 25% 2. 50% 3. その他 (_____ %)

② ①で「25%」と回答した方に伺います。50%への引き上げに対し、どのような対策を考えていますか(○印はいくつでも)。

1. 時間外労働時間を減らすため、ドライバーを増員する
2. 待ち時間を減らす工夫を行う→(工夫の内容 _____)
3. 積込時間を減らす工夫を行う→(工夫の内容 _____)
4. 荷主と交渉して運賃をアップする
5. 代替休暇制度を設ける(注)
6. その他(具体的に _____)

(注) 60時間を超える時間が労働時間を行った労働者の健康を確保するため、引き上げ分の割増賃金の代わりに有給休暇(代替休暇)を付与することができる制度。

(8) 時間外労働の上限規制や時間外割増賃率の引き上げについて、対応できない場合の経営判断を伺います(○印は1つ)。

1. 不採算部門から撤退する
2. 不採算となる荷主を断る
3. 他社に事業譲渡する
4. 事業縮小・廃業
5. 外注率を高める(とりあえず、自社では運ばない)
6. その他(具体的に _____)

(9) 現在、年休付与日数が10日以上労働者について、年休を5日以上取得させていますか。

①ドライバー(○印は1つ)

1. 年休取得日数が5日に満たない労働者はいない(見込み)
2. 年休取得日数が5日に満たない労働者がいる(見込み)
3. 年休取得日数を把握していない

②一般労働者(○印は1つ)

1. 年休取得日数が5日に満たない労働者はいない(見込み)
2. 年休取得日数が5日に満たない労働者がいる(見込み)
3. 年休取得日数を把握していない

(10) 働き方改革の実現のためには、荷主の理解と協力が必要不可欠になります。荷主に対して、求める取り組みとしてはどれを重視しますか(○印はいくつでも)。

1. 運賃の値上げ
2. 附帯料金の有料化・負担のお願い
3. 高速道路料金の負担のお願い
4. 荷待ち時間の有料化・短縮
5. 積卸しの有料化・時間の短縮
6. 日曜・祝日配送の廃止
7. 納入時間の変更、時刻指定の緩和
8. その他(具体的に _____)

問5. 貴事業所では、労働時間短縮や人手不足問題に対し、どのような対策をとっていますか。

(1) ドライバー確保の分野 (○印はいくつでも)

1. 定年延長
2. 女性ドライバーの採用
3. 免許取得支援・会社補助
4. 賃金アップに向けた体系の変更
5. 休息、仮眠施設等の拡充
6. その他 (具体的に_____)

(2) 輸送方法や車両・機器等の導入の分野 (○印はいくつでも)

1. 輸送の共同化
2. 中継輸送等による日帰り運行化
3. 車両の大型化、トレーラ化
4. 高速道路の有効活用、全線利用
5. フェリー・RORO船の利用
6. パレット一貫輸送の導入
7. 省力・アシスト機器の導入
8. その他 (具体的に_____)

(3) IT、IoTの活用の分野 (○印はいくつでも)

1. IT点呼、受委託点呼の導入
2. デジタコの活用
3. 運行管理システムの活用
4. 配車計画システムの活用
5. 求荷求車システムの活用
6. ETC 2.0の活用
7. その他 (具体的に_____)

問6. 荷主との契約、運賃料金について伺います。

(1) 標準貨物自動車運送約款が改正されました。主要荷主に対して、新標準運送約款の適用により取引先に対する交渉を行っていますか (○印は1つ)。

1. 荷主交渉を実施した結果、運賃・料金が改善された
2. 現在交渉中
3. 荷主交渉を実施したが、改善されていない
4. 新標準運送約款を使用していない
5. その他 (具体的に_____)

(2) 主要荷主との契約において、契約の書面化をしていますか (○印は1つ)。

1. 書面化している
2. 一部している
3. していない

(3) (2) 1. 2. の回答方、契約の内容は標準運送約款に沿ったものとなっていますか（○印は1つ）。

1. なっている
2. なっていない

(4) 荷主全般について荷待ち時間は有料化していますか（○印は1つ）。

1. 有料化していない、できない
2. 一部の荷主に対し有料化している
3. 大半の荷主に有料化している
4. その他（具体的に_____）

(5) 荷主全般について附帯作業は有料化していますか（○印は1つ）。

1. 有料化していない、できない
 2. 一部の荷主に対し有料化している
 3. 大半の荷主に有料化している
 4. その他（具体的に_____）
- } →有料化できた作業内容（_____）

(6) 荷主都合による30分以上の荷待ちを乗務記録していますか（○印は1つ）。

1. 義務付け車両（総重量8t以上または最大積載量5t以上）について記録している
2. 全ての車両について記録している
3. 義務付け車両についても記録していない
4. その他（具体的に_____）

(7) 荷主との契約に定めがない荷役作業・附帯作業を行った場合、乗務記録していますか（○印は1つ）。

1. 義務付け車両（総重量8t以上または最大積載量5t以上）について記録している
2. 全ての車両について記録している
3. 義務付け車両についても記録していない
4. その他（具体的に_____）

問7. 貨物自動車運送事業法が改正されました。改正された貨物自動車運送事業法では、「荷主勧告制度の拡充、違反原因行為をしている疑いがある荷主に対して国土交通大臣が働きかけ等を行う」とされています（P8参照）。

違反原因行為の例にあるようなことを行う荷主は取引先にいますか（○印はいくつでも）。

1. 過労運転防止義務違反を招くおそれ
→具体的内容（_____）
2. 最高速度違反を招くおそれ
→具体的内容（_____）
3. 過積載運行を招くおそれ
→具体的内容（_____）
4. その他
→具体的内容（_____）

問 8. 働き方改革についてのお考えや取り組み、協会や行政への要望事項等ありましたら、自由にご回答下さい。

参考 改正貨物自動車運送事業法の荷主関連部分

■ 改正事項

令和元年7月1日から施行

① 荷主の配慮義務が新設されました

- 荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなければならないこととする責務規定が新設されました。

② 荷主への勧告制度が拡充されました

- 荷主勧告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されました。
- 荷主に対して勧告を行った場合には、その旨を公表することが法律に明記されました。

③ 違反原因行為をしている疑いがある荷主に対して、国土交通大臣が働きかけ等を行います (令和5年度末までの時限措置)

- 国土交通大臣は、「違反原因行為」※(トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為)をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行います。
- 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由がある場合等には、「要請」や「勧告・公表」を行います。
- トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合には、「公正取引委員会に通知」します。

※違反原因行為の例

荷待ち時間の恒常的な発生

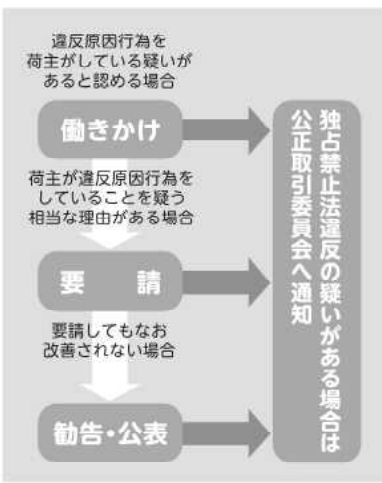
荷主の都合による長時間の荷待ち時間が恒常的に発生
⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ

非合理的な到着時刻の設定

適切な運行では間に合わない到着時間の指定
⇒最高速度違反を招くおそれ

重量違反等となるような依頼

積み込み直前に貨物量を増やすよう指示
⇒過積載運行を招くおそれ



ご協力ありがとうございました